

横須賀市報

号外第13号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和5年第6号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和5年2月10日付け横須賀市監査委員公表令和5年第1号をもって公表した財政援助団体等監査結果報告について、市長等から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年6月12日

横須賀市監査委員	川瀬富士子
同	丸山邦彦
同	関澤敏行
同	高橋英昭

[横須賀市土地開発公社（以下「公社」という。）]

公社に係る出納その他の事務（出資団体）

- 1 組合等登記令によると、公社の代表権を有する者の変更は2週間以内に登記をしなければならないと規定されているが、理事の変更について2週間以内に登記がされていないものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

公社から、今後は、登記に係る事務処理について、組合等登記令に基づいた適正な事務処理に改める旨の報告を受けた。

- 2 個人情報保護規程によると、公社は、個人情報の収集に係る事務について、事務の名称、目的その他必要な事項を記載した個人情報収集事務登録票を備え、一般の閲覧に供するものとする規定されているが、同登録票を作成していなかったため、今後は、個人情報保護規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

公社から、個人情報保護規程を改正し、個人情報収集事務登録票を個人情報取扱事務登録簿に名称を変更し、個人情報取扱事務登録簿を作成したとの報告を受けた。

[社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）]

事業団に係る出納その他の事務（出資団体）

- 1 専決規程によると、20万円を超える損害保険料に係る施行決定・契約は常務理事専決事項と規定されているが、契約予定価格20万円を超える自動車損害保険及び災害補償保険に係る契約執行伺書について、常務理事の決裁を受けていないものがあったので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

事業団から、今後は、決裁を要する事項に係る事務処理について、専決規程に基づいた適正な事務処理に改める旨の報告を受けた。

- 2 情報公開規程によると、この規程の運用の状況については、事業団は、毎年4月30日までに、前年度分を取りまとめて市長に報告するものと規定されているが、報告していなかったため、今後は、情報公開規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

事業団から、今後は、情報公開規程の運用状況の報告について、市長に報告することを徹底し、適正な事務処理に改める旨の報告を受けた。

- 3 経理規程によると、固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し固定資産現在高報告書を作成することとされているが、決算書に誤りはなかったものの、拠点の固定資産管理責任者が作成する固定資産現在高報告書に未償却残高のある固定資産の減価償却額が計上されていないものや取得価格の記載に誤りのあるものがあったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

事業団から、今後は、固定資産現在高報告書の作成にあたり記載内容の確認を徹底し、適正な事務処理に改める旨の報告を受けた。

[Maris&KMBP共同事業体]

横須賀市立深浦ボートパーク及び横須賀市立浦賀ボートパークの管理に係る
出納その他の事務（市及び指定管理者）

- 1 基本協定書によると、指定管理者は会計期間終了後、施設の管理に係る事業報告書及びその他報告に必要な書類を添えて市に報告しなければならないとされている。令和3年度の事業報告書に添付された深浦ボートパーク係留配置図について、係船浮標の区画数が誤って記載されていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

市とMaris&KMBP共同事業体において、事業報告に係る事務処理について協議を行い、今後は、記載内容の確認を徹底し、適正な事務処理に改める旨の確認を行った。

- 2 基本協定書に基づいた個人情報の保護に関する達及び情報の公開に関する達によると、管理者は、毎年4月30日までに、これらの達の前年度の運用の状況について、市長に報告するものと規定されているが、報告していなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

市とMaris&KMBP共同事業体において、個人情報の保護に関する達及び情報の公開に関する達の運用状況の報告に係る事務処理について協議を行い、今後は、市長に報告することを徹底し、適正な事務処理に改める旨の確認を行った。

[公益財団法人横須賀市生涯学習財団（以下「財団」という。)]

1 財団に係る出納その他の事務（出資団体）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によると、評議員、理事及び監事の変更は2週間以内に登記をしなければならないと規定されているが、評議員及び理事の変更について2週間以内に登記がされていないものがあったので、今後は適正な事務処理に改められたい。

措置の内容

財団から、今後は、評議員、理事及び幹事の変更についての登記に係る事務処理について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいた適正な事務処理に改める旨の報告を受けた。

2 財団及び横須賀市生涯学習センターの管理に係る出納その他の事務（出資団体・指定管理者）

ウェルシティ駐車サービス券（免除分500円券）の管理において、受払簿の記載漏れにより保有枚数と受払簿の残数が一致しないものがあったので、今後は適正な管理に改められたい。

措置の内容

財団から、今後は、駐車サービス券の管理について、駐車サービス券現物と受払簿の記載内容の照合・確認を徹底し、適正な事務処理に改める旨の報告を受けた。

3 横須賀市生涯学習センターの管理に係る出納その他の事務（市及び指定管理者）

基本協定書によると、市は年度協定書物品等一覧に示す物品等は無償で財団に貸与することとし、財団は物品等について常に良好な状態で管理しなければならないとされている。市教育委員会生涯学習課において、次の備品が不用となったため、令和2年度に市会計課物品出納員に返納していたが、当該備品が令和3年度及び令和4年度の年度協定書物品等一覧に登録されたままとなっていたので、適正な事務処理に改められたい。

品名	設置場所	金額	取得年月日
防水防塵用時計	5階調理講習室	20,000円	2001年1月4日

措置の内容

市と財団において、年度協定書物品等一覧に記載の物品等に係る事務処理について協議を行い、今後は、双方で年度協定書物品等一覧の現物と記載内容の照合・確認を徹底し、適正な事務処理に改める旨の確認を行った。